

学校法人 大阪学芸 一般事業主行動計画
(次世代育成対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

教職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、特に女性が働きやすい職場環境をつくことにより、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 取組内容

(1) 目標1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の情報提供や制度の周知を行う。

- (継続して)育児休業に関する規定について情報提供や既定の周知を行う
- (令和7年4月までに)育児休業法の改正に伴う制度の周知と個別の意向確認を行う

(2) 目標2：管理職・各役職(部長・主任)に占める女性教職員の割合を30%以上にする。

- (継続して)女性が活躍しやすいや風土を醸成することで、多くの女性が能力を充分発揮し管理職や役職を担えるような職場環境づくりに努める。